



2022年4月11日

高知県子ども・福祉政策部
人権・男女共同参画課
課長 岡田 哲也 様

人権と民主主義・教育と自治
守る高知県共闘会議
議長 中根 豊作



人権行政に関する話し合いの申し入れ

日頃から、高知県民の人権を守るための行政推進にご尽力いただいていることに敬意を表します。

さて、2021年10月、県内の人権保障の実態を表した資料として、「高知県の人権について」が発表されています。また、その元となる「高知県人権施策基本方針」も以前から公表されています。これらの中には、様々な観点からの分析・記述がされています。しかし、その中の「同和問題」に関する記述について、以下のような問題点があるのではないかと私たちは考えます。そこで、その点について高知県の行政担当者としてのお考えをお伺いしたく、話し合いを設けていただきますよう、申し入れます。お忙しい中とは存じますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

なお、日程の設定などについては、以下の事務局と連絡を取り合ってくださいと思います。よろしく申し上げます。

事務局 畑山和則 (高知県教職員組合 内)
Tel 088-822-4135

記

1. 「人権に関する実態の公表」について

同和問題に関する差別事象の事例は、過去5年間で12件、年平均2.4件となっています。過去2年間に絞れば、2019年(令和元年)・2020年(令和2年)とも「差別事象」の年間受付は3件です。かなり少ないと考えていいのではないかと考えます。しかも、事例としてあげられているのは、落書きやインターネットの書き込みであり、これらは誰が何の目的で行ったものか不明です。この状況は、同和問題が日常的な課題ではなくなってきていることを示していると考えられます。だから、この5年間の状況は、教育や啓発を強化しなければならぬ状態とは思えません。ところが、そうした中で「同和問題」をテーマにした研修が52回開かれ、2187人が参加したと報告されています。

一方で、例えば女性問題では2016年(平成28年度)からの5年間で、DVが年間400件以上、相談は1100件以上となっているのに、ソーレからの講師派遣は19件・職員派遣も6件です。障害者の問題では、高知県高齢者・障害者権利擁護センターに寄せられた「人権・法律」の相談件数は、同じ5年間で合計88件ですが、講師派遣は9回236人となっています。いずれも、県が発表した資料より抜粋しました。

「人権問題」の解決に寄与するためには、あまりにも同和問題に偏重した取り扱いでは

ないですか。11課題（これが妥当かどうかは別問題として）を重視する県の姿勢を前提にするとしても、「同和問題」に特化したような形の県の人権問題の「啓発」のあり方を抜本的に見直す時期に来ているのではないのでしょうか。

このことを前提に、次の点をお伺いします。

(1) 同和問題に限らず、人権問題の解決とは、誤った考えや差別意識がゼロになることでは必ずしもないと考えます。そういう言動があっても、職場や地域がそれを受け入れない、あるいはそれは間違いであると指摘する、そういう状況になることだと考えます。高知県は、「解決」とはどのような状態だと認識しているのか、明らかにしてください。

(2) 「人権侵害の事例」として、自治体への「部落」の問い合わせをあげています。この件について、次の項目での見解を求めます。

- ① この問い合わせで、誰のどのような人権が「侵害」されたと考えているのでしょうか。
- ② 「そのように問うことは差別」だと職員が対応したことが書かれています。県下でほぼ同じような対応がなされていると思います。しかし、「問うことは差別だ」と対応することは、差別がまだあることを前提にしているようなものであり、偏見や差別意識は潜在化されるのではないかと考えます。このような問い合わせに対しては、「現在『部落』は存在しない」とはっきりと答えればすむ話です。いかがお考えですか。
- ③ 問い合わせを「人権侵害の事例」として扱うのであれば、県の「意識調査」の項目で、「同和地区」や「同和地区の人」という表現を使っていること、また講演の中で講師が「被差別部落の出身である」と発言することとの整合性が問われるのではないですか。自分たちが言ったり問題にするのは良いが、県民が「どこか」と問い合わせたら「人権侵害だ」と言うのは、あまりに勝手な考え方ではないかと考えます。

2. 「高知県人権施策基本方針 ー第2次改訂版ー」について

(1) 「県民に身近な11の人権課題」があげられていますが、このことに関して、次の点について見解を示してください。

- ① 資本主義社会は、格差と差別を属性として持つ社会であり、その課題が時の流れとともに解決していくのは困難です。「同和問題」は旧身分に関する問題であり、他の課題は、現代社会の中で作られた課題です。歴史的に作られた「同和問題」は、こだわりが薄れ、交流が進んでいけば解決していく課題です。だから、このように性格が異なり、解決の道筋が違うものを並列することは、誤解や混乱を招き、結果として「同和問題」の解決を先送りすることになると考えます。原因が違うことをどう考えられていますか。
- ② 「県民に身近な」人権課題と言えば、働く人の人権問題（パワハラ、セクハラ、マタハラ、不当解雇、賃金格差、組合差別、思想差別など）があると考えます。なぜ、このような課題が入らないのか、理由を明らかにしてください。

(2) 「行政啓発」の問題点と限界について

- ① 本来、行政の主たる任務は、条件整備・環境改善にあると考えます。県民がどのような考えを持つかは、憲法が保障する内心の自由の問題です。それに対して、行政啓発は、特定の考えを前提に県民の心の中を問題視し、内心に踏み込む側面を持っており、行政手法として問題ではないかと考えます。見解をお聞かせください。
- ② 問題解決の阻害要因と新たな差別を生む要因として、1986年の地域改善対策協議会の意見具申は、次の4点を指摘しています。

- i 行政の主体性の欠如
- ii 関係者の自立、向上の精神の軽視
- iii えせ同和行為の横行
- iv 自由な意見の潜在化傾向

国民の「意識」はこれらの要因の結果生まれるものです。この四つの要因の解決に向けて社会的に努力すること、とりわけ行政は自ら襟を正して今までの対応を反省することなしに問題が解決することはあり得ないと考えます。この四つの要因の解決について、どうお考えですか。

③問題が解決に向かう過程では、知らない人・関心がない人が増えていくのは当然のことです。それを知らなければならぬと「啓発」していくことは、逆行する対応だと考えます。憲法の人権規定をきちんと学習し、人権意識を高めていけば、すべての課題を「啓発」しなくても差別や偏見が間違いであることは理解できると考えます。すべての課題を啓発しなければならぬとお考えですか。

④法務省人権擁護局は2020年（令和2年）6月に「部落差別の実態に係る調査結果報告書」を公表しています。この中で、全国376市町村400地点で6216人が回答した「国民に対する意識調査」の結果が紹介されています。その中で、次のような指摘がなされています。

「人権教育や部落差別に関する啓発を受けた経験がなくても、差別意識は低い。他方で、概して啓発を受けた経験があると答えた人が、啓発を受けた経験がないと答えた人に対し、『気になる』の割合が相対的に高い。」

これは、行政啓発の限界と問題点が明らかにされていると考えるべきです。これからの啓発について、今の形で継続していくのか、この指摘の趣旨を生かし啓発自体を見直して縮小していくのか、どうお考えですか。

（3）「部落差別解消推進法」の周知と法に基づく取り扱いについて

①「県民への周知」を打ち出していますが、その際、参議院での3項目の附帯決議をセットで紹介することが必要であると考えます。附帯決議は、法律の実行について二重の縛りをかけています。これがあるのとないのではまったく意味が違ってきます。法務省の担当者も条文と附帯決議は一体のものと説明しています。附帯決議の意義をどうお考えですか。

（4）「人権に関する県民の意識調査」について

- ①調査項目の中に「同和地区」とか「同和地区の人」という表現が使われていますが、法的・行政的に、それらは存在しないはずですが、どうお考えですか。
- ②それらの言葉を使うことは、存在しないものを存在しているかのようなメッセージを県民に与え、誤解と偏見を与える行為ではないかと考えます。私たちは、「同和問題」について調査項目から外すべきだと考えます。使う理由をお答えください。
- ③「人権」に関する調査なら、11課題の差別問題に矮小化せず、もっと広く人権を考えたものにするべきだと考えます。基本的人権の柱の一つである自由の権利についてとか、人間の尊厳にかかわる問題など、自分の権利が守られているかどうかを尋ねるような設問も設けるべきです。いかがでしょうか。

以上